

平成29年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員

帯監査第125号
平成30年3月26日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 小 森 唯 永 様

帯広市監査委員 林 伸 英
帯広市監査委員 秋 田 勝 利
帯広市監査委員 鈴 木 仁 志

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

第 1	監査の項目	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の範囲及び方法	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の結果	2
第 7	監査結果に関する意見	4

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：外部送付帳票等の受領・チェックについて

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象

市民活動部（安心安全推進課、親善交流課）

市民環境部（環境都市推進課、清掃事業課、中島地区振興室）

保健福祉部（社会課、障害福祉課、高齢者福祉課）

こども未来部（こども課、児童会館）

農政部（ばんえい振興室）

都市建設部（都市計画課、みどりの課、住宅課、建築営繕課）

上下水道部（料金課、水道課）

生涯学習部（スポーツ振興室、図書館、百年記念館）

議会事務局（総務課）

監査委員事務局

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成29年4月1日から平成29年9月30日までに執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の期間

平成29年9月22日から平成30年3月23日まで

第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした外部送付帳票等の受領・チェックの実施状況について監査した結果、一部に改善を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 部課別の監査結果

(1) 市民活動部

ア 安心安全推進課

特記すべき事項はなかった。

イ 親善交流課

特記すべき事項はなかった。

(2) 市民環境部

ア 環境都市推進課

特記すべき事項はなかった。

イ 清掃事業課

特記すべき事項はなかった。

ウ 中島地区振興室

特記すべき事項はなかった。

(3) 保健福祉部

ア 社会課

生活館使用料において、使用料から還付金を減じて徴収しているものがあつた。

イ 障害福祉課

特記すべき事項はなかった。

ウ 高齢者福祉課

特記すべき事項はなかった。

(4) こども未来部

ア こども課

特記すべき事項はなかった。

イ 児童会館

特記すべき事項はなかった。

(5) 農政部

ア ばんえい振興室

特記すべき事項はなかった。

(6) 都市建設部

ア 都市計画課

特記すべき事項はなかった。

イ みどりの課

特記すべき事項はなかった。

ウ 住宅課

特記すべき事項はなかった。

エ 建築営繕課

特記すべき事項はなかった。

(7) 上下水道部

ア 料金課

特記すべき事項はなかった。

イ 水道課

特記すべき事項はなかった。

(8) 生涯学習部

ア スポーツ振興室

特記すべき事項はなかった。

イ 図書館

特記すべき事項はなかった。

ウ 百年記念館

特記すべき事項はなかった。

(9) 議会事務局

ア 総務課

特記すべき事項はなかった。

(10) 監査委員事務局

特記すべき事項はなかった。

2 外部送付帳票等の受領・チェック状況

市民など対外的に送付する帳票等について、情報処理システム運用マニュアルに基づきチェック等が行われているかについて監査を行った結果、事務処理は適正に行われていた。

(1) 市民環境部環境都市推進課

- ア 「未注射督促状（狂犬病予防注射）作成事務」
特記すべき事項はなかった。

(2) こども未来部こども課

- ア 「保育料決定通知書兼納入通知書（常設・へき地保育所）作成事務」
- イ 「保育料決定通知書（保育・へき地・学童）作成事務」
いずれも特記すべき事項はなかった。

(3) 都市建設部住宅課

- ア 「住宅使用料・駐車場使用料口座振替依頼データ作成事務」
特記すべき事項はなかった。

(4) 上下水道部料金課

- ア 「水道料金・下水道使用料納入通知書作成事務」
- イ 「口座振替済のお知らせ作成事務」
いずれも特記すべき事項はなかった。

第7 監査結果に関する意見

収入、支出事務及び外部送付帳票等の受領・チェック事務について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、使用料の還付事務において改善を要する事務処理が見受けられました。

今後においては、適正な事務執行に向けた取組を継続され、更なる内部統制の充実に努められますよう期待いたします。